

中津川市軟式野球（中学部）中津第一規約

序文 本規約は近年の選手数の減少対応、また、中津川市軟式野球連盟の運営要項1.（5）にある「クラスを中学、小学生として校下一組織編制とする。」に基づき、組織、チーム構成の見直し運営に関しての規約を制定するものである。

また、平成16年度以降軟式野球に参加を希望する選手は、先ず中津第一野球クラブに加入する事とし、中津川市軟式野球連盟への選手加盟、チーム登録は校下単位で行うことを規約化するものである。

第一条（名称）

本会は中津第一野球クラブと称する。

第二条（目的）

本会は野球活動を通じて中学生の「健康増進、社会的協調性」の精神を養い、非行化を未然に防止し、情緒の安定に努め、健全なる心身を育成することを目的とする。

第三条（組織）

本会は中津川市立第一中学校の生徒で、中津第一野球クラブに登録された選手をもって組織とする。

第四条（運営）

本会の運営の為、下記に役員を置くものとする。役員は原則所属する選手の保護者が行う

一、チームスタッフ

- 代表 1名
- 理事 1名
- 監督 1名、コーチ1～4名以内
- 審判 連盟登録6名以下
- 会計 1名
- 保護者会代表 1名
- 連盟本部審判員 1名

二、役員を選出は毎年2月頃、新一年生の加入状況を見て行うものとする。

三、チーム構成は原則、全学年を含めた1チームで構成する。

第五条（連盟登録）

- 一、中津川市軟式野球連盟への加盟希望者は、中津第一野球クラブに加入登録をする。
- 二、次年度理事はシーズン終了後、校下の学童チームに連絡をとり加入登録を要請する。
- 三、新規登録（新一年生）は毎年3月末日迄に申し込みを行うものとする。
- 四、中途加入は随時受け入れる。

第六条（会費）

- 一、入会金は5,000円とする。（3月度に徴収する。中途入会者は入会時とする）
- 二、会費は一年間徴収とし、一ヶ月、一人3,000円とする。
但し、特別に費用が必要な場合は役員会にて決定し、保護者の同意を得て臨時会費を徴収するものとする。
- 三、会費の徴収は一ヶ月単位とし、会計が毎月初めに徴収をおこなうものとする。
- 四、入会金、月会費の額は毎年年度末の総会にて、選手数等を考慮して取り決める。
- 五、中途入会者の会費は、入会日より徴収するものとする。

第七条（入退会）

- 一、本会員の資格は入会金、会費の納入によって生じる。
- 二、入会にあたっては、中津第一野球クラブ加入申し込み書（兼承諾書）により加入の申し込みを行う。
- 三、退会にあたっては、代表、理事、監督の承認を得なければならない。
- 四、活動において、監督・コーチの指示に従わず、チームの和を乱す様な行為が頻繁にみられた場合

(指導しても更正の余地がないと判断した場合)は役員会の全会一致をもって退会処分とする事とする。

- 五、退会の際、既納の入会金、会費は返納しないものとする。
また、退会当月までの会費を納付する事とする。

第八条 (会議)

- 一、本会の運営は、代表者及び理事の招集する役員会とする。
- 二、役員会の構成は、代表、理事、監督、コーチ、会計、保護者会会長とする。
- 三、役員会は、本会の運営に必要な諸事項を協議、決議する。
- 四、当規定の改廃は役員会の決議によってなすものとする。

附則

- 一、実技指導、移動の実施による本会員の安全性については、十分注意し万全を期すものの、不慮の事故による障害についてはスポーツ保険の保障限度内とする。
- 二、スポーツ保険の加入は会費によりおこない、選手及び役員全員及び保護者の方、を加入するものとする。
- 三、練習、試合日程、選手起用等については、すべて監督、コーチに一任するものとする。
- 四、特別に上申したき旨がある場合は、すべて代表者に申し出るものとする。
- 五、本規定の承認は、中津第一野球クラブの加入申し込み書(承諾書)による記名捺印をもって行うものとする。

運営規約(細則)

1、用具類について

1-1 購入の分担

- ・個人購入分：帽子、アンダーシャツ、ストッキング、ユニフォーム(上、下)、グローブ、バット、スパイク、グラウンドコート
- ・チーム購入分：ユニフォーム上(監督、コーチ用)、背番号(ゼッケンタイプ)、捕手用具一式、ミット(捕手、一塁用)、打撃用ヘルメット、用具入れ、ボール、ベース、ライン引き(石灰)、審判用具、審判服、帽子、その他消耗品(お茶等)
- ・スタッフを外部から招聘する場合のユニフォーム一式はチームより無償で支給する。

1-2 ユニフォームについて

- ・ユニフォームの老朽化、等の場合は適時新調をおこなう。

2、活動期間及び練習日程、心得

2-1、活動期間

シーズン中の活動に関しては、中津川市少年野球連盟の運営規約の従うものとする。(下記抜粋)

- 一、選手の登録期間は、3月1日～11月30日迄
- 二、活動期間は、4月～11月間の各大会参加(春季、新緑、秋季、新人戦)
- 三、12月1日～2月28日の間はクラブの責任の元で活動するものとする。

2-2、チーム練習は原則として毎週土、日曜日に実施するものとする。

祝日は原則なし。但し、大会日程によっては実施することもある。
大会期間中は、平日夜のナイター練習を実施する場合もある。

2-3、練習参加時の注意事項

- 一、学校、地域行事を優先させること。但し、大会期間中等においては野球を優先するように依頼することがあります。
- 二、練習に不参加の時は事前に監督・コーチに連絡をすること。試合に参加できない場合は突発時を除き、必ず二日以上前に連絡すること。
- 三、練習・試合参加時の体調管理は保護者の責任においておこない、決して無理をさせないように心がける。
- 四、練習・試合参加時は個人でお茶・スポーツドリンクを持参すること。